

▼INDEX▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」　～政府、研究不正の防止策まとめる　外 6 件～
■【特別寄稿】
・競争的資金の監査を終えて・・・
■【連載企画】
・H・直樹による内部監査の倍返し　「計画的な執行していますか？」
■【Audit Cafe】
・お彼岸に想う Part.2

標題写真：川内キャンパスのモミジ

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」　～政府、研究不正の防止策まとめる　外 6 件～

政府 研究不正の防止策まとめる
中央大、５０代教授を懲戒解雇 女子学生にセクハラ
７００人分の個人情報入りＰＣ紛失 スウェーデンで、九州大教授
早稲田大学の子会社で重大ハラスメント案件発生～9/16 に記者会見
大分大病院のメモリー紛失:情報漏れ「なし」 ／大分
助教がカラ出張、１２６万円不正受給 香川大が諭旨解雇処分
地下鉄東西線車両、仙台に上陸





【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/3-11index.html

特 別 寄 稿

平成 26 年度内部監査（競争的資金の監査）に随行していただいた研究推進課の皆さんから、部局への往査で感じた内容を「本部担当者の生の声」として皆様にお伝えすることを目的に、「競争的資金の監査を終えて・・・」と題して、寄稿いただきました。

毎年、７月から８月にかけて「競争的資金の監査」を行っておりますが、今年度も監査資料や会場の準備、監査対応と部局の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

監査室の皆さんと一緒に各部局へ行きますが、研究推進課では科研費制度や各種手続き等を中心に監査させていただきました。通常、部局の方とは電話やメールでのやりとりが多く、担当している方の名前と顔が一致することは難しいのですが、監査では担当している方々と面と向かって話をすることができますので、私の中では密かな楽しみでもあったりします。（部局の方はそうは思われないかもしれませんが・・・。）

監査の中で確認したことですが、特に留意していただきたい点についてお伝えしたいと

思います。



研究分担者承諾書について

科研費の公募要領に、研究代表者は、研究組織を構成する場合には、研究分担者との関係を明らかにするため、当該研究分担者が異なる研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書（他機関用）」を、同じ研究機関に所属する者の場合にあっては「研究分担者承諾書（同一機関用）」を**必ず徴し、保管しておかなければなりません**、とあります。監査の際に確認させていただきましたが、研究代表者が研究分担者承諾書を徴しているか確認が取れないものも何件かありました。研究代表者がきちんと徴していればいいものですが、**研究代表者の応募書類に研究分担者の写しを添付させ、研究代表者が研究分担者の承諾を得た上で研究を計画していることを必ず確認していただきますようお願いいたします。**

では、なぜ、研究分担者承諾書が必要なのでしょうか。

研究分担者は、補助事業者であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業として**研究遂行責任を分担して研究活動を行う者**、であるからです。

中には、部局の応募書類提出期限に研究分担者承諾書の提出が間に合わない、ということもあるかと思いますが、日本学術振興会への応募書類提出期限前には、研究分担者承諾書の写しを研究代表者から提出してもらうようお願いいたします。

学会参加費の立替について

前年度の３月に、今年度開催される学会の参加費を研究者が立替えるケースが多々あると思います。この場合、**前年度に研究者が立替えた学会参加費を、今年度新規採択された研究種目から支出することはできません。**

その根拠は、採択が決定していない３月に参加申し込みを行っていたということは、内定日（採択）以前の事実発生日になるためです。

研究者から立替払請求書が提出された際は、負担する研究費が**新規課題ではないこと**を確認していただきますようお願いいたします。

科研費は、研究種目によって手続きが異なり、煩雑ではありますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。また、科研費に係るご質問等ございましたら、遠慮なく研究推進課基盤研究係（(片平 91) 4838）へお問い合わせください。

研究推進課　N

過去の【特別寄稿】は、コチラ↓

……

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/3-12index.html

……



連　載　企　画

内部監査 H・直樹 内部監査の倍返し

「H・直樹による内部監査の倍返し」は、内部監査等において見受けられた事例等を取り上げて紹介する新コーナーで、これまでの「教えて成田くん！」や「How to 東山クン！」を発展的に引き継ぎ、一見些細なことながら、実は法令違反の可能性、会計検査院に指摘される恐れがあるもの等、大きなリスクを有している事例について迫る予定です。H・直樹とは誰か？内部監査の倍返しとはいったい・・・？

第２回のテーマは**“計画的な執行していますか？”**と題してお送りします。どうぞ最後までお付き合いください。

文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）ですが、平成 26 年 2 月 18 日付で改正されていることはご存じでしょうか？

本学では、平成 26 年 3 月 19 日総長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の運用について（通知）」（法ココ第 2 号）において、各部局長宛周知しているところです。

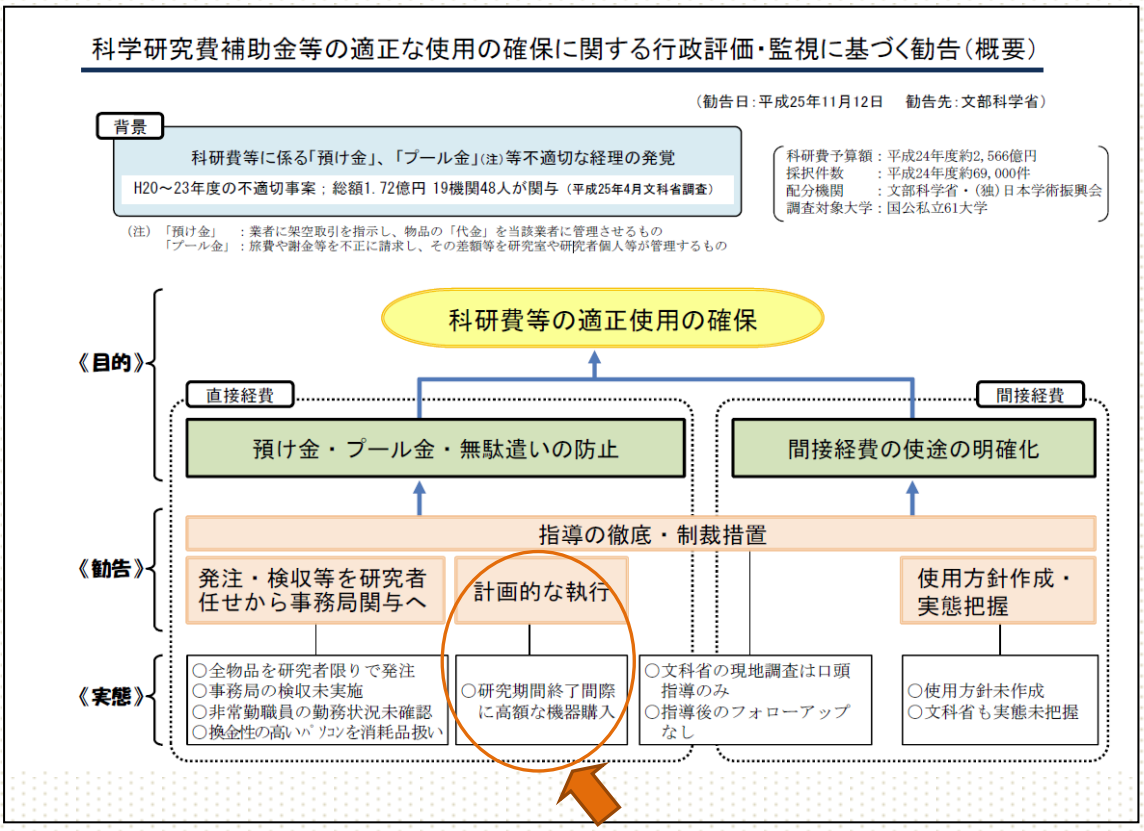
ただし、具体的な対応については、研究費不正使用防止計画推進委員会において検討し、決まり次第、お知らせすることになっているようです。

■Web ページ　東北大学における研究不正の対応に係る体制整備について

ところで、今回は、上記ガイドラインの改正に少なからず影響を及ぼしたと思われる「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視」結果に基づく勧告（平成 25 年 11 月総務省）について、ご紹介したいと思います。

本学でも平成 25 年 3 月に科学研究費補助金の執行状況、適正な執行管理の取組等について、東北管区行政評価局（総務省）の調査が行われております。

■Web ページ「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視」結果に基づく勧告



この「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視」結果報告書の中で、本学が取り上げられた事項は、**「研究期間最終年度終盤で高額物品を購入している」**という例でした。

（注）高額な物品というと、固定資産になるような 50 万円以上の物品を想像される方が大半かと思われますが、当該結果報告書で指摘されているのは、10 万前後のパソコン等も含まれています。

具体的な内容としましては、研究期間最終年度となる年度末の 2 月、3 月にパソコンを発注し、3 月中旬以降に納品されているとの指摘に対し、本学としては既存のパソコンのスペック不足を理由として回答したところですが、結果報告書には、「仮に既存のパソコンがスペック不足であったとするならば、迅速かつ高精度の実験が可能となる性能を有したパソコンを**“当初から計画的に購入すべきであった”**ものと考えられる」と結ばれているところです。



上記結果を受け、競争的資金の監査の中で科研費や受託研究など、最終年度の課題を抽出し、執行状況を確認させていただきました。
（監査対象となった部局の皆さんは、監査担当者から当該質問をされた方もいらっしゃったかもしれません。）

確認の結果ですが、ほぼ全ての部局において、多かれ少なかれ2月、3月にパソコンやハードディスク、カメラ、ビデオ、その他研究機器などが納品されている事例が見受けられました。（中には、納品が3月末になっていた事例も見受けられています。）

購入済報告書の備考欄に何に使用するかについて記載されているものが一部にはありましたが、なぜこの時期に必要となったかについての記載は、残念ながらありませんでした。

今回の監査では、啓蒙も含め確認させていただいたところですが、研究期間終了間際において機器を購入した場合や大量の消耗品を購入した場合には、本当に当該研究に必要なものなのか、研究費を使い切るための購入ではなかったのか、**“無駄遣いではないのか？！”**と疑念を抱かれる可能性がありますので、このような疑念を抱かれないためにも、年度当初から計画的に執行していただくことが必要となります。

あくまでも研究期間が定められている経費は、当該期間中に実施する研究のための経費ですので、翌年度以降に自ら研究を継続する場合であっても、翌年度以降に使用する予定の物品を当該経費で購入することはできません。

ただ、どうしても期間終了間際に必要になる場合もあるかと思われますが、その場合には、上記のような疑念を抱かれることのないよう、残された研究期間内でどのように使用するかなどについて記載した理由書（備考欄の記載でもいいので）を添付して、説明責任を果たすことができるようにされておくことをお勧めします。

なお、文科科研費については、科研費ハンドブックにおいて、「未使用の科研費を返還しても、その後の審査や交付で、不利益な扱いを受けることはありません。」との記載がありますので、不要な経費については返還することを考慮されても良いかもしれません。

最後に、会計事務を担当されている皆さんが、支払いの際にチェックされるポイントはいろいろとあるかと思いますが、内部監査でもそれぞれの事項のチェックポイントを毎回熟考して監査を実施させていただいております。

監査担当者が担当者の皆さんとヒアリングさせていただく中で、「ふ～ん、監査室はこういうことをチェックしているんだ～」と気づかれることがあるかもしれません。普段の行っているチェックポイントとは違う何かに、「アッ！」と気づいていただけることがあったら、　内部監査の倍返し（？）ができたのかなと嬉しく思います。



中堅職員、初任者の皆さん！是非、監査会場にお越しください！
どんなことを話しているか聞いてみるだけでも、普段の仕事の参考となることが発見できるかもしれませんよ。

by　yuming



過去の【連載企画】はコチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/3-12index.html

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「お彼岸に想う Part.2」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

お彼岸ということで、先日お墓参りに行ってきました。私がお盆とお彼岸に欠かさずお墓参りをしている経緯については、第17号（平成23年10月3日発行）の「Audit Cafe」に書いたとおりです。逆に言えば、お盆とお彼岸以外はあまり足を運ぶことがないお墓ですが、先月は2度ほど足を運びました。

我が家のお墓は仙台駅東口近くのお寺にありますが、実はそのお寺でつい先日、「寺フェス」なるイベントが開催されました。昨今は野外フェスが人気ですが、それのミニチュア版を、あろうことかお寺でやっちゃおうという企画のようで、実際行ってみて心底驚きました。そりゃそうです。普段は心を静め、ご先祖様に想いを馳せる神聖な場所のはずが、本堂前のスペースで音楽をガンガン演奏しているわけですから、そりゃ違和感ハンパありません。敷地内には所狭しと露店（マルシェというそうです。）が立ち並び、普段しめやかに法事を営む会館も特設の飲食店と化し、ひっそりとしたお墓に向かう歩道も足の踏み場もないほどの来場客でごった返してます。檀家もビックリの超絶企画なわけです。

聞けばこの寺フェス、震災復興を支援している団体が手掛けているとのことで、ここで飲食したり、グッズを購入することで、被災地支援に一役買うことになるようです。なるほど、おもしろいことを考える人がいるもんだな～と感心してしまいました。



しかし、よくよく考えてみれば、場所柄一見奇抜に見えるこうしたイベントも、参加することで復興支援に寄与し、人々の心の安寧を得るという意味においては、案外お寺との親和性が高いというか、整合性が図られているのかもしれないな～とだんだん思うようになりました。時代が変われば文化も変わります。もちろん、お墓やお寺との関係性だって変化があっても何ら不思議はない。もしかするとこうしたイベントを経験することで、しばらくお墓から足が遠のいている人たちも、その存在を見直すきっかけになるやもしれない…そんなことをとりとめもなく考えさせられた、今年の秋のお彼岸なのでした。

Agent.K

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）
０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、荒澤、菊地、西川）
【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します